特　記　仕　様　書

施　工　年　度　　令　和　８　年　度

工　　事　　名　　令和８年度　工請第６号
押分砂押線外舗装復旧工事

工　事　場　所　　岩 沼 市　押分字孫助原外　地内

岩　　沼　　市

第1章　　総　　則

第　１　条　　本特記仕様書は、標記の工事に適用するものとする。

第　２　条　　本工事は、すべて工事請負契約書、設計図書、岩沼市契約事務規則、宮城県土木工事共通仕様書（令和７年１０月以降）及び岩沼市入札契約暴力団等排除要綱に基づいて施工するものとする。

第　３　条　　工事現場には、「道路工事現場における保安施設基準」に基づき保安施設等を設置し、工事現場での一般通行者の交通事故の防止及び沿道住民への迷惑を防止し、あわせて円滑な道路交通と現場作業員の安全を確保しなければならない。
特に、公衆に係わる区域で施工する工事は、「建設工事公衆災害防止対策要綱」を遵守し、公衆災害の防止に努めるものとする。

第　４　条　　工事施工にあたっては、「土木工事出来形及び品質の規格値ならびに施工管理基準」に基づき、綿密な計画をもって（１）出来形管理、（２）品質管理、（３）写真管理をしなければならない。

第　５　条　　受注者は工事施工にあたっては、事前調査を行い道路の交通制限を必要とするときは速やかに関係書類を整備のうえ、道路交通法に基づく申請を関係官庁等に提出し許可及び回答を得ること。また、関係住民に対しては、戸別に訪問して工事の内容を良く説明し、トラブル等が起きないようにすること。

第　６　条　　受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録しなければならない。登録対象は、工事請負代金額500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。また、登録機関発行の「登録内容確認書」はコリンズ登録時に監督職員にメール送信される。
なお、変更時と工事完成時の間が10日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。また、本工事の完成後において、訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメールを送信し、速やかに発注者の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。

第　7　条　　建設副産物

1．請負額が100万円以上の工事は、建設副産物情報交換システムの登録対象工事とし、以下によるものとする。なお、これにより難い場合は監督職員と協議しなければならない。

（1）施工計画書作成時、工事完成時および登録情報に変更が生じた都度、再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書の内容について当該システムに情報登録するものとする。

（2）当該システムに情報登録した工事は、工事登録証明書を監督職員に提出しなければならない。

2．施工条件等の変更により，建設副産物の量及び種類に変更が生じた場合は，直ちに監督職員と協議しなければならない。

第　8　条　　1．建設発生土現場管理者の選任

受注者は、建設発生土を確実に管理する者として「建設発生土現場管理者」を選任し、施工計画書に記載し監督職員に提出すること。この場合、現場間の距離等を勘案して現場代理人を含めた複数の「建設発生土現場管理者」を選任することができる。

2．建設発生土搬出量等管理表等の提出の義務づけ

受注者は、当該工事の建設発生土の運搬に使用するダンプトラックについて「ダンプトラック等管理表」を、工事着手前に監督職員に提出すること。

また、記載された内容に変更がある場合は再提出すること。

3．建設発生土の運搬状況の確認

受注者は搬出を行う日毎に、稼動時刻、ナンバー、運転手等が特定できる「建設発生土搬出量等管理表」を作成し、１週間毎に集計した任意の調書を監督職員に提出すること。

4．搬出先土量の確認

受注者は、建設発生土の受入地において、搬出先土量を伝票により管理するとともに、搬出先の土砂を集積し、検測・確認して土量を確認すること。

また、受入地で集積ができない場合は、「建設発生土現場管理者」を定期的に現場に配置し、伝票により確認するとともに、搬出先土量を監督職員に報告すること。

第2章　　材　　料

第　9　条　　工事用材料は、使用前に「工事に関する承諾・確認書」に試験成績表等を添付し、監督職員の承諾を得た後使用するものとする。

また、監督職員が工場検査を行う場合は別途指示するものとし、現場搬入時において材料検査を行う場合は、ＪＩＳ・ＪＳＷＡＳ・日本下水道協会の認定工場製品で認定適用資器材（Ⅱ類）・ＪＷＷＡ以外の製品及び、県共通仕様書に定めるものとする。

第3章　　そ　　の　　他

第 10 条　　事前調査

１．受注者は工事着手前・工事中・工事後において、下記項目のうち当該工事に必要な調査を実施して、その結果を図書により監督職員に提出しなければならない。

（１）家屋等の調査
（２）地下埋設物等の調査
（３）井戸枯れ等、地下水に関する調査
（４）地質等の調査
（５）土地境界杭及びその基準点等の調査
（６）その他必要な事項

※ただし、（１）については補償業務管理士もしくは工損調査に関し７年以上の実務経験を有する者があたらなければならないものとする。

２．前項の調査は、監督職員と協議のうえ行わなければならない。

３．前項の調査結果により、施工計画書の内容に変更が生じた場合には、変更施工計画書を提出しなければならない。

４．受注者は工事着手前において、現地を測量のうえ施工図（測量図）を監督職員に提出しなければならない。

第 11 条　　出来形管理図の提出

１．平面図、縦断図、管理図、構造図、各種資材図等の試験成績とする。
２．作成方法、様式は監督職員の指示によること。

第 12 条　　段階検査

監督職員が必要と認めた場合には、共通仕様書に示されている項目以外にも段階検査を実施するものとする。なお、現地検査を原則とする。

第 13 条　　第 10 条１（５）で調査した境界杭等については、原形復旧するものとする。

第 14 条　　工期内に工事完成検査を行うこと。（成果品の提出は、工期終了２週間前に提出すること。）

第 15 条　　成果品は、以下に示す通りとする。

１．紙媒体　　１部
２．電子媒体（ＣＤ－ＲＯＭ等）　１部

※紙媒体は、１冊のファイルにまとめ、成果品の縮小化を図ること。
※電子媒体の詳細は、監督職員と協議により決定すること。

第 16 条　　この工事が、「現場代理人の常駐義務の緩和措置について」の該当工事である場合は現場代理人の兼務を認める。

第 17 条　　受注者は、工事目的物及び工事材料等について、火災保険、建設工事保険等に付すること。

第 18 条　　上記以外の件については、監督職員と協議すること。

－ 特 記 仕 様 書 －

施 工 条 件 明 示 書

工事番号		工事名	令和8年度　工請第6号　押分砂押線外舗装復旧工事	事務所名	岩沼市上下水道部上下水道施設課

項　　目	条　件	内　　容	施 工 方 法	備　考
1 共通仕様書の適用		本工事は、宮城県土木部制定「共通仕様書」を適用するほか、本特記仕様書により施工するものとする。 仕様書の記載内容の優先は、「特記仕様書」「共通特記仕様書」「共通仕様書」の順とする。		
2 主任技術者及び監理技術者（以下、配置技術者という。）の配置				
(1) 現場施工に着手する日の指定 （配置技術者の配置要件の特例） ※平成25年4月1日以降適用「現場施工の着手日を指定した工事における配置技術者の配置要件の特例について」	○	契約工期初日以降、90日以内に着手 （手持ち工事が完了した場合や、制約条件がない場合等は、期日以前の着手も可能）		
(2)受注者が着手日を選択出来る工事（フレックス工事）	○	契約工期初日以降、○○日以内に着手 土木工事共通特記仕様書第1編1－1－4によること。		
(3) 上記以外	◉	受注者は、現場施工に着手する日の指定がない限り、原則として、契約工期初日以降、30日以内に現場施工に着手		
		上記現場施工に着手する日の前日までの期間において、工事準備等を含め工事現場が不稼動であることが明確な場合は、配置技術者の工事現場への専任は要しない。 宮城県出納局契約課ホームページ参照のこと。http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/kk50.html		
3 専任特例の適用を受ける技術者の配置				
		建設業法第26条第3項ただし書の規程（以下「専任特例」という。）の適用を受ける主任技術者又は監理技術者を配置する場合は、下記によるものとする。 1　専任特例の適用を受ける主任技術者又は監理技術者を配置する場合、適用要件について以下の宮城県出納局契約課ホームページを参照すること。https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/kk50.html 2　本工事の主任技術者又は監理技術者が専任特例の適用を受ける場合、落札候補者となった際に確認事項兼誓約書を提出すること。 3　本工事において、専任特例の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（CORIINS）への登録を行うこと。		
4 積算基準及び設計単価の適用期日				
(1) 積算基準及び設計単価の適用について	◉ある ○ない	積算基準及び設計単価は公告日の前月の基準及び単価としている。		
(2) 工事請負契約締結後における設計単価の変更	○ある ◉ない	適用「あり」の場合、当初工事請負契約締結後において、契約日を基準日として設計単価の設計変更を行うこととする。なお、設計変更の対象は、資材単価・労務単価及び機械単価等の全ての設計単価とする。		
5 工程関係				
(1) 関連工事による施工時期の調整	○ある ◉ない			
(2) 施工時期による制限	○ある ◉ない			
(3) 関係機関等との協議の未成立	◉ある ○ない	工事の施工に際しては、宮城県岩沼警察署等の関係機関と十分調整を行うこと。		
(4) 関係機関等との協議結果、特定条件の付加	◉ある ○ない	上記協議結果による。		
6 公害対策関係				
(1) 施工方法、機械施設、作業時間等の制限	◉ある ○ない	施工にあたっては騒音規制法、振動規制法を遵守すること。		
7 安全対策関係				
(1) 交通安全施設等の指定	○ある ◉ない			
(2) 占用埋設物との近接工事による 施工方法、作業時間の制限	○ある ◉ない			
8 排水工関係				
(1) 濁水、湧水処理のための特別な対策の必要性	○ある ◉ない			
9 建設副産物対策関係（建設発生土）				
(1) 建設発生土の処理・処分について				

			処理・処分する場所		処理・処分方法	距 離	制 限 時 間	備 考
			名称	所在地				
(2) 建設発生土	処理・処分	○ある ◉ない				km	時　分 ～ 時　分	

10 建設副産物対策関係(建設発生土以外の建設副産物)			◉ある	○ない							
(1) 建設発生土以外の建設副産物の処理・処分について			下記の処理・処分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、下記によらない場合は、監督職員と協議すること。また、処理・処分に先立ち処分場等の受入れの可否を確認すること。なお、廃棄物の処理に当たっては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守すること(環境省または循環型社会推進課のHPを参照)。								
					処理・処分する場所		処理・処分方法	距 離		制 限 時 間	
			工事現場内及び工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議すること。								
(2) 建設発生土以外の建設副産物	処理・処分	コンクリ ート塊(有筋)	○ある	◉ない					km	時 分 ～ 時 分	
		アスファルト塊	◉ある	○ない	仙台南アスコン共同企業体(大林道路(株))	岩沼市下野郷字新長沼57-3	中間処理	5.7	km	時 分 ～ 時 分	押分砂押線
		アスファルト塊	◉ある	○ない	仙台南アスコン共同企業体(大林道路(株))	岩沼市下野郷字新長沼57-3	中間処理	3.7	km	時 分 ～ 時 分	松原小林線
		建設汚泥	◉ある	○ない	(株)水穂興業	多賀城市宮内1丁目14-15	中間処理	26.4	km	時 分 ～ 時 分	押分砂押線
		建設汚泥	◉ある	○ない	(株)水穂興業	多賀城市宮内1丁目14-15	中間処理	25.7	km	時 分 ～ 時 分	松原小林線
(3) 再生材の利用			◉ある	○ない	種類・数量		再生ｸﾗｯｼｬｰﾗﾝ(RC-40)、再生合材				
11 現場環境改善			◉ある	○ない	内容						
					現場環境改善の具体的な実施内容、実施期間については、施工計画書に明記し、監督職員と協議すること。						
12 品質証明											
(1)品質証明書および施工プロセス品質確認チェックリストの対象			○ある	◉ない	請負工事費が、1億5千万円以上の工事および発注者が必要と認める工事。 土木工事共通特記仕様書第3編1－1－9および品質証明実施要領によること。						
(2)施工プロセス品質確認チェックリストの対象			○ある	◉ない	上記に該当せず、請負工事費が1億円以上の工事。 土木工事共通特記仕様書第3編1－1－9および品質証明実施要領によること。						
13 標準的な設計図書による発注方式			○ある	◉ない	土木工事共通特記仕様書第3編1－1－14によること。						
14 資材関係											
(1)生コンクリート			生コンクリートの使用に当たっては、「宮城県生コンクリート品質管理監査会議」が交付する「品質管理監査合格証」を有する工場の製品、又は同等以上の品質管理を行っていることが認められる工場の製品を使用すること。								
(2)購入土			購入土を使用する場合は、材料承諾時に「採石法第33条による採取計画認可書の写し」、又は「砂利採取法第16条の採取計画認可書の写し」を提出すること。								
(3)宮城県グリーン製品の利用			必須		1.植生基盤材等、視線誘導標、型枠用合板は、原則として宮城県グリーン製品を用いること。						
「宮城県グリーン製品」利用推進指針によること。「宮城県グリーン製品」を使用した場合は、受注者は循環型社会推進課HPより「チェックリスト」をダウンロードし、使用材料や数量等を入力後、工事完了後に監督職員に提出(電子メール)すること。			○ある	◉ない	2. 盛土材、埋め戻し材						
			○ある	◉ない	3. その他()						
(4)県内産製品の使用			○ある	◉ない	本工事は、「県土木部発注工事における県内産製品優先使用の試行要領」の対象工事である。 工事の施工にあたっては、試行要領に基づき適切に実施すること。 事業管理課ホームページ参照 http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/kensanzai.html						
(5)現場吹付法枠工			吹付モルタルにおける圧縮強度の規格値は、18N/mm2以上とする。								
15 設計変更の手続き											
(1)設計変更の手続きについて			設計変更については、工事請負契約書第19条～第27条及び共通仕様書第1編1－1－1－14～1－1－1－16に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「岩沼市建設工事請負契約設計変更ガイドライン」によることとする。								
16 その他											
(1)舗装の下請制限について			○ある	◉ない	土木工事共通特記仕様書第1編1－1－3によること。						
(2)「ダンプ土砂運搬等下請を行う工事における工事費内訳調査」の対象の有無			○ある	◉ない	本工事は「ダンプ土砂運搬等下請を行う工事における工事費内訳調査」の対象工事であり、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する他、ダンプ土砂運搬等下請負契約に関する関係書類を提出すること。						
					受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、受注者は、当該工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む)も同様の義務を負う旨を周知すること。						
(3)三者会議の対象の有無			○ある	◉ない	本工事は、工事着手前等に当該工事の発注者、施工者、詳細設計等を担当した設計者が参加して、設計図書と現場の整合性の確認及び設計意図の伝達等を行う「三者会議」を設置する対象工事である。 土木工事共通特記仕様書第3編1－1－6によること。						
(4)貸与資料の有無			○ある	◉ない	本仕様書によるもののほか工事施工に関して必要な資料として工事契約後下記の資料を貸与する。						
					貸与資料()						
(5)発注者支援(工事監督支援業務)対象の有無			○ある	◉ない	工事監督支援業務の受注者が現場監督支援する場合、工事受注者に対し「工事打合せ簿」により担当技術者(所属会社等名・氏名)の通知を行うこと。						
(6)法定外の労災保険の付保について			本工事では、法定外の労災保険加入にかかる保険料を予定価格に反映しているため、本工事において受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。なお、加入後受注者は、工事請負契約書第62条に基づき、証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示すること。								
(7)熱中症対策に資する現場管理費補正の試行の有無			○ある	◉ない	本工事は熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行対象工事である。本運用による設計変更を希望する場合は、別途定める「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領」に基づき、発注者に協議すること。						

働き方改革・生産性向上に関する事項

項　　目	条　件		内　　容
17　総合評価落札方式における「ICT施工・3次元化等の活用提案」の適用の有無			
(1)「ICT施工・3次元化等の活用提案」の適用工事	○ 対象	◉ 対象外	1. 対象工事の場合、活用する技術については、「ICT施工・3次元化等の活用提案　工事計画書」に基づき選択すること。 2. ICT施工・3次元化等の活用提案の適用の有無に係わらず、「ICT施工・3次元化等の活用提案　工事計画書」に記載の技術は、施工計画・技術提案等(いわゆる作文)の評価対象外とする。(「簡易型(施工計画型)」、「標準型」、「高度型」の場合) なお、「ICT施工・3次元化等の活用提案」の対象外工事の場合も、同様の取扱いとする。
(2)実施された技術についての費用計上(設計変更)	○ 対象	◉ 対象外	設計変更の積算手法については、総合評価落札方式の手引きのとおりとする。なお、(1)が対象外の場合は、当該項目も対象外となる。
18　業務効率化			
(1)工事情報共有システムの活用	○ 対象	◉ 対象外	本工事は工事情報共有システムの活用対象工事であり、受注者は工事着手時に別途定める「工事情報共有システム事前協議チェックシート」により、必要事項について監督職員と協議を行うこと。実施にあたっては「土木工事における工事情報共有システムの実施要領」及び「土木工事における工事情報共有システムの活用ガイドライン」に基づき行うこと。
(2)工事書類の簡素化の試行について	○ あり	◉ なし	本工事は、工事書類の簡素化を目的とした試行対象工事である。実施にあたっては「宮城県土木部における工事書類簡素化の試行要領」に基づき行うこと。
(3)ウィークリースタンス等の推進	本工事は、受発注者協力のもと、建設業の魅力創出を図ることを目的にウィークリースタンス等の推進を図ることとし、「ウィークリースタンス等実施要領」に基づき、取組内容を受発注者間で協議及び共有し、工事を進めていくこととする。 詳細については、宮城県土木部事業管理課のホームページを参照すること。(http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/weekly.html)		
19　週休2日工事の適用の有無			
(1)週休2日工事	◉ 対象	○ 実施困難工事	1. 週休2日対象工事の場合は、宮城県土木部「週休2日工事」実施要領に基づき、行うこととする。 なお、週休2日工事の種別及び区分については、下記(2)、(3)のとおりとする。 2. 改正労働基準法(平成30年6月成立)による罰則付きの時間外労働規制が建設業に適用されたことを踏まえ、週休2日の確保を目指し、「週休2日工事」での発注を原則とする。ただし、応急復旧工事など緊急工事の場合は、例外的に週休2日対象工事としないことも可能とする。その場合は「実施困難工事」として、下欄にその理由を記載する。 実施困難工事の理由：
(2)週休2日工事の種別	☑ 現場閉	☐ 交替制	現場閉所型：巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通 して現場や現場事務所を閉所する。 交　替　制　：現場閉所を行うことが困難な工事について、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保の取組を行う。
(3)週休2日工事の区分	当初発注においては、補正係数なしで積算しており、「月単位の週休2日」、「完全週休2日」に取り組む場合は、工事着手前に受発注者間で協議の上、週休2日の区分を決定することとする。 協議により、「月単位の週休2日」又は「完全週休2日」に取り組み、達成した場合は、精算変更時に達成した区分に応じた週休2日の補正係数に変更する。		
20　女性活躍推進モデル工事の適用の有無			
(1)女性活躍推進モデル工事	○ 対象	◉ 対象外	実施に当たっては、宮城県土木部「女性活躍推進モデル工事」実施要領に基づき行うものとする。 実施要領は、宮城県ホームページ(https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/)で確認のこと。
21　下請承認事務簡素化モデル工事の適用の有無			
(1)下請承認事務簡素化モデル工事	○ 対象	◉ 対象外	実施に当たっては、発注者から工事打合せ簿により、「下請承認事務簡素化モデル工事」である旨を別途指示するものとする。

東日本大震災に伴う特例制度

項　　目	条　件		内　　容	施 行 方 法	備　考
22 被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の運用					
(1)労働者確保に関する積算方法の試行工事	○ある	◉ない	1 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象間接費」という。)について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、宮城県土木部に準じて土木工事標準積算基準(宮城県土木部)に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の工事」である。 営繕費:労働者送迎費、宿泊費、借上費 労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用 2 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額(宮城県土木部においては、土木工事標準積算基準に基づき算出した額)における実績変更対象間接費の割合は次のとおりである。 1)共通仮設費(率分)に占める実績変更対象間接費(労働者送迎費、宿泊費、借上費)の割合:　**9.45%** 2)現場管理費に占める実績変更対象間接費(募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用)の割合:　**1.22%** 3 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書(様式1)」及び実績変更対象間接費について実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 4 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。 5 発注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象間接費について実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、岩沼市においては土木工事標準積算基準(宮城県土木部)に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。 6 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。 7 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。		
(2)労働者宿舎設置に関する積算方法の試行工事	○ある	◉ない	本工事は、「労働者宿舎設置に関する試行要領」(以下試行要領)の対象工事である。 労働者宿舎の設置を希望する場合については、「試行要領」に基づき監督職員と事前に協議すること。		
23 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更					
(1)遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更	○ある	◉ない	下記の建設資材は、通常地域内から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。 また、購入費及び輸送費に要した費用については、証明書類(契約書及び納品書等)を添付するものとする。なお、添付する証明書類(契約書及び納品書等)は原本を提示(写しの提出)とし、受注者名、納品者名、使用資材名、規格・形状、使用(納品)日、使用(納品)数量等が記載されている物を監督職員に提出し、その費用について設計変更することとする。 購入費の対象は、生コンクリート・アスファルト合材・石材等(山砂、砕石、捨石、被覆石等)とする。 輸送費の対象は、仮設材(鋼矢板等)とする。	受注者は、購入費及び輸送費を変更したい場合は、「工事打合せ簿」に次の事項を記載し発注者に提出し協議するものとする。 1 地域内及び基地に、建設資材がないことを証明する資料(打合せメモ等) 2 遠隔地から購入及び輸送する建設資材の名称・規格及び製造・生産工場の名称(使用材料の建設資材名及び規格・形状等の証明資料「品質証明」) 3 遠隔地から建設資材を購入及び輸送する理由 4 製造・生産工場を選定した理由 5 見積もり書 6 その他、必要と思われる事項	
24 施工箇所が点在する工事の間接費の積算					
(1)施工箇所が点在する工事積算方法の試行の対象工事	◉ある	○ない	・押分砂押線工区(押分字孫助原地内) ・松原小林線工区(早股字小林地内)	本工事における共通仮設費の金額は、対象地区毎に算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、対象地区毎に算出した現場管理費を合計した金額とする。なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正(大都市、施工地域等)については、対象地区毎に設定する。	
25 その他					
(1)土砂等建設資材を供給元で引取する場合の積算の取扱い	○ある	◉ない	・本工事の施工において、調達(購入)する予定の○○の設計単価は、現場持込価格(単価)としている。 ただし、契約後、施工計画に基づき、○○の調達条件について異なる場合は、監督職員と協議すること。 ・資材搬入において、標準作業以外の作業(現場外の仮置き等)が生じる場合は、監督職員と協議すること。		
(2)東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について	◉ある	○ない	間接工事費(共通仮設費及び現場管理費)について、工事量の増大による資材やダンプトラック等の不足による作業効率の低下等により現場の実支出が増大し、積算基準による積算とかい離が生じていることが確認されたため、積算基準書等により各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれ以下の補正係数を乗じている。 補正係数　共通仮設費:1.3　現場管理費:1.1		